

平成 25 年 3 月定例会（平成 25 年 3 月 27 日）

## 越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

# 越谷・松伏水道企業団議会会議録

## 目 次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2

## 議 事

3月27日(水)	○開 会 .....	5
	○開 議 .....	5
	○諸般の報告 .....	5
	○会議録署名議員の指名 .....	7
	○会期の決定 .....	8
	○平成25年度水道事業経営方針説明 .....	8
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明 .....	13
	○企業団行政に対する一般質問 .....	17
	○企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決 .....	23
	○企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決 .....	23
	○企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決 .....	24
	○企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決 .....	25
	○諸般の報告 .....	29
	○特定事件の議会運営委員会付託 .....	29
	○閉 議 .....	29
	○企業長の挨拶 .....	29
	○閉 会 .....	30
署名議員 .....		31
参考資料		
企業長提出議案の処理結果 .....		33

水企告示第8号

平成25年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年3月19日

越谷・松伏水道企業団  
企業長 福 岡 章

1 期 日 平成25年3月27日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成25年3月定例会 会期3月27日 1日間

応招議員 15名

1番	佐々木	浩	議員	2番	畑谷	茂	議員
3番	堀越	利雄	議員	4番	渡辺	忠夫	議員
5番	島田	玲子	議員	6番	橋詰	昌児	議員
7番	江原	千恵子	議員	8番	福田	晃	議員
9番	橋本	哲寿	議員	10番	高橋	昭男	議員
11番	伊藤	治	議員	12番	菊地	貴光	議員
13番	武藤	智	議員	14番	松島	孝夫	議員
15番	高橋	幸一	議員				

不応招議員 なし

## 3月定例会 第1日

平成25年3月27日（水曜日）

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 平成25年度水道事業経営方針説明
- 7 企業長提出第1号議案ないし第4号議案の一括上程  
△提案理由の説明
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決
- 10 企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決
- 11 企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決
- 12 企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決
- 13 諸般の報告
- 14 特定事件の議会運営委員会付託
- 15 閉 議
- 16 閉 会

(開議 午前10時12分)

出席議員 15名

1番	佐々木	浩	議員	2番	畑谷	茂	議員
3番	堀越	利雄	議員	4番	渡辺	忠夫	議員
5番	島田	玲子	議員	6番	橋詰	昌児	議員
7番	江原	千恵子	議員	8番	福田	晃	議員
9番	橋本	哲寿	議員	10番	高橋	昭男	議員
11番	伊藤	治	議員	12番	菊地	貴光	議員
13番	武藤	智	議員	14番	松島	孝夫	議員
15番	高橋	幸一	議員				

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

福岡	章	企業長
須田	尚治	局長
落合	茂樹	次長兼 施設課長
石垣	利一	副参事兼 配水管理課長
菊地	栄一	総務課長
島村	敏仁	お客さま課長
豊島	政男	配水管理課主幹

参与として出席した者の職氏名

高橋	努	越谷市長
会田	重雄	松伏町長

書記

真子	憲一郎	総務課長 庶務係
後藤	路子	総務課係査 庶務
蒔	雄司	総務課係査 庶務

10時12分 開 会

◎開会の宣告

- （佐々木 浩議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。  
ただいまから平成25年3月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （佐々木 浩議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （佐々木 浩議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （佐々木 浩議長） 平成24年4月から平成25年1月までの業務概況報告を参考までにお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （佐々木 浩議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （佐々木 浩議長） 次に、説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （佐々木 浩議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。  
総務課庶務係長に朗読させます。

〔総務課庶務係長朗読〕

- （真子憲一郎総務課庶務係長） 朗読いたします。

水企総第1065号

平成25年3月19日

越谷・松伏水道企業団議会

議長 佐々木 浩 様

平成25年3月定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月27日招集に係る平成25年3月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1、越谷・松伏水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 1、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
  - 1、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について
  - 1、平成25年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について
- 以上でございます。

△特定事件の審査結果報告

- （佐々木 浩議長） 次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長から調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において、議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において、水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について委員長の報告を求めます。

水道事業調査研究特別委員会、渡辺忠夫委員長、登壇して報告願います。

〔渡辺忠夫水道事業調査研究特別委員長登壇〕

- （渡辺忠夫水道事業調査研究特別委員長） おはようございます。議長のご指名によりまして、水道事業調査研究特別委員会に付託されました閉会中の特定事件につきまして、その調査概要をご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月12日、13日の2日間にわたり、委員13名及び高橋、会田両参与、企業長が出席し、大徳施設課副主幹が随行の上、「水質管理の取り組みについて」、「技術の継承と職員の育成について」の2項目を調査事項とし、岡山県岡山市水道局、広島県福山市上下水道局への行政調査を実施いたしました。

まず、岡山県岡山市水道局において、「水質管理の取り組みについて」の調査を行いました。岡山市では、「安全でおいしい水」をお客様にお届けするため、「岡山市水安全計画」を策定したとのことでした。水源から給水栓まで水道システム全体の水質管理を一元化するとともに、危害評価と管理対応措置を明確にすることにより、安全性の向上、お客様からの信頼の確保、技術の継承と技術レベルの向上を図っているとのことでした。さらに、水質基準項目について「水道G L P」の認証を取得し、水質検査結果の精度向上と信頼性の確保を図るとともに、安定した水質検査体制の確立に努めているとのことでした。

また、市内最大の三野浄水場は、登録有形文化財にも指定された施設が現在も稼働しており、水道の発達や技術的変遷を知ることができるものでした。場内には、水の役割、大切さや水道の歴史などを学ぶことができる体験型施設として「岡山市水道記念会館」が設置されており、広報・広聴活動の拠点施設として活用しているとのことでした。

次に、広島県福山市上下水道局において、「技術の継承と職員の育成について」の調査を行いました。福山市では、職員の大量退職などに伴う技術力の低下防止や蓄積された技術の継承を図るとともに、最新の技術や知識の習得を目的として「水道技術研修センター」を開設したとのことでした。ここでは、水道施設に関する知識や実践的な実技の習得を図るとともに、応急復旧訓練や市民への体験教室などを実施しているとのことでした。さらに、職員の育成には、業務に愛着と誇りを持てる職場環境を構築することが重要であることから、職員一人一人が自律的に能力開発と意識改革に取り組めるような効率的な研修体系の構築を図っているとのことでした。

また、水道は重要なライフラインであることから、災害時における水道施設の被害を抑制し、断水・減水の影響を軽減するための耐震化対策と復旧の迅速化、応急給水の充実等を目的として、「水道施設地震対策基本計画」を策定したとのことでした。この計画の実効性を確保するため、配水管整備事業計画などの実施計画を定め、事業の進捗管理や達成度の評価等を行いながら、効率的かつ計画的に耐震化事業に取り組んでいるとのことでした。

以上が今回の行政調査の概要であります。全体を通して、各市の貴重なお話をお伺いすることができました。今後は、行政調査で学んだことを議会や事業経営の中で生かしていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、議長の許可をいただき、調査結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○（佐々木 浩議長） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○（佐々木 浩議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から11番伊藤治議員、12番菊地貴光議員、13番武藤智議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （佐々木 浩議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （佐々木 浩議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎平成25年度水道事業経営方針説明

- （佐々木 浩議長） 次に、新年度を迎えるに当たり、企業長から平成25年度水道事業経営方針の説明を聴取いたします。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） おはようございます。平成25年3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、新年度の予算案及び議案をご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様そしてお客様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

水道事業を取り巻く状況は、今まさに施設拡張から維持更新へと大きな転換期を迎えております。環境に配慮した節水意識の高揚や節水型機器の普及、東日本大震災後に急速に伸長している宅配水ビジネス、長引く景気低迷などにより、水道水の需要は長期的に減少傾向にあります。また、少子高齢化が進展する中、当企業団の給水区域では若干の人口増加は見られるものの、現在の年齢構成や出生率の状況を踏まえると、近い将来の給水人口の減少は確定的であり、これに伴い水需要が減少となることは必然と言えるでしょう。水需要の低迷は、とりもなおさず給水収益に影響を及ぼすものであり、財政状況を悪化させるものであることは多言を要しません。

一方、高度経済成長期の急増する水需要に対応するため整備を進めてきた管路や浄・配水場等の施設の経年化が進んでいます。昨年12月に起きた中央自動車道の笹子トンネル天井板崩落事故が物語るように、インフラの適切な維持管理と老朽化した施設の更新は焦眉の課題です。将来の事故など、あらゆるリスクを軽減するためには、計画的に更新を行い、さきの東日本大震災の経験を踏まえた施設の耐震化も進めていく必要があります。

一昨年東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う水道水からの放射性物質の検出や昨年5月に

利根川水系で発生したホルムアルデヒド水質汚染事故など、有害物質の河川への流入による水質事故が相次いでおります。一たび水質事故が発生すると、水源の約9割を河川表流水に依存する当企業団では大きな影響があることから、今後も水道水の安全性を確保するために、埼玉県と連携を密にし水源水質の監視を強化するとともに、自己水についても水質管理を徹底してまいります。

こうした施設の更新や耐震化、多様化する水質問題への対応など直接的には料金収入の増加にはつながらない投資をする必要がある一方で、料金収入が減少するなど、水道事業経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。しかし、ライフラインの中でも最も重要な水道水を今後も堅持するため、50年先、100年先の将来を見据えた事業経営に取り組んでいかなければなりません。

水道事業を取り巻く時代の転換期において、「水道事業基本計画2006（後期見直し）」を着実かつ効果的に進めることができるよう、平成25年度の予算編成に当たりましては、「持続可能な水道事業経営に向け、さらなる経費の削減」をスローガンに掲げ、予算及び実施計画を取りまとめいたしました。その結果、収益的収支では、水道事業収益において、前年度当初比1億3,700万円の減額となりましたが、水道事業費用において、業務体制の見直しによる人件費の縮減や公的資金補償金免除繰上償還制度の積極的な活用による企業債支払利息の低減、また、経常的経費の徹底した見直しによる費用の削減など、支出の抑制に努めた結果、収支では前年度当初比5,000万円増の4億9,000万円の利益を見込むことができました。

なお、平成25年度はこれまでの配水量の動向を考慮し、計画配水量を前年度当初比40万立方メートル減の3,910万立方メートルといたしました。

それでは、順次、「水道事業基本計画2006（後期見直し）」の基本方針に沿って、主要な施策につきましてご説明申し上げます。

まず第1の柱である「安全な水の安定給水をめざして」では、水道は生活や産業活動にとって、欠くことのできないライフラインであることから、安定給水を堅持するため、施設の適切な維持管理に努めるとともに、基幹施設及び配水管の更新と耐震化を進めてまいります。また、引き続き水質管理を徹底し、水質基準に適合した安全な水を供給してまいります。

基幹施設である浄・配水場の耐震化への取り組みとしましては、「築比地浄水場耐震補強及び設備整備事業」を平成24年度から3カ年の継続事業として実施しておりますが、2年目となります平成25年度につきましては、RC配水池に引き続き、PC配水池の耐震化に着手してまいります。また、設備整備では、PC配水池に係るポンプ、受変電設備及び操作盤の更新を行います。さらに、「中央管理室監視制御設備整備事業」では、浄・配水場と中央管理室を光ファイバーを利用した回線で連結し、高速で安定した遠隔監視制御システムを確立してまいります。

南部浄水場につきましては、安定的な稼働を確保するため、設置後32年を経過した次亜塩素酸ナトリウム注入設備操作盤を更新してまいります。

配水管の維持管理につきましては、漏水による水資源の損失を防止するため、平成25年度は東武

鉄道西側の越谷市西部地区において漏水調査を実施してまいります。また、漏水が発見された箇所につきましては水道施設管理システムの配・給水管図をもとに確認し、現地調査を行った上で漏水修繕を行ってまいります。そのほか、休日・夜間における突発的な配水管の破損事故に対しても、速やかな復旧に努めてまいります。

配水管網の拡張整備としましては、都市計画道路などの新設道路整備にあわせ、新たな配水管を布設してまいります。

老朽化した配水管の更新整備につきましては、計画的に布設替工事を実施してまいります。水管橋については新方川にかかる東橋北側の管路布設替工事を行ってまいります。

また、越谷市や独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の進捗に合わせて受託する配水管布設工事を着実にを行うとともに、構成団体の公共下水道工事に伴う配水管切廻し工事等を行ってまいります。

これら配水管網の整備において、耐震型継ぎ手を有する耐震管を採用することにより、平成25年度末の管路の耐震化率は約44%となる見込みです。

水質管理につきましては、引き続き「越谷・松伏水道企業団水質検査計画」に基づき検査を実施してまいります。水質に係る分析機器は、検査結果の信頼性と精度を維持するため、毎年計画的に更新しておりますが、平成25年度は分析用電子天秤を更新するとともに、既存のガスクロマトグラフ質量分析計を改修いたします。この改修により、ホルムアルデヒドを初め7項目の自主検査可能項目をふやし、迅速な対応が図れるよう検査体制を整えてまいります。また、自己水である浄水場ろ過水の放射性物質検査につきましても、「水道水中の放射性物質のモニタリング実施計画」に基づき、引き続き実施してまいります。

災害対策としましては、大規模震災等の発生時において迅速かつ正確に水道施設の被害状況を把握・収集し、それを対策本部にいち早く情報伝達する必要があります。そのため、情報収集については職員のみならず、引き続き企業団勤務経験退職者などの水道ボランティアを活用してまいります。情報伝達についてはさきの東日本大震災を教訓に災害時に有効な無線通信回線を利用した実践的な訓練を行ってまいります。さらに、発災初期段階における応急給水活動などの訓練を通じて、災害対応力の強化に努めてまいります。また、自治会等が実施する防災訓練に積極的に参加し、地元住民の皆様が災害時における水の必要性や耐震型緊急用貯水槽の操作方法などについて、引き続き周知・啓発を行ってまいります。

災害用備蓄品につきましては、水質事故等の万が一の事態に備え、非常用飲料水袋やボトル水の備蓄を継続してまいります。

次に、第2の柱である「給水サービスの向上をめざして」では、お客様のご要望を的確に把握し、それに迅速に応え、給水サービスの充実を図り、お客様とともに進める水道事業の確立を目指してまいります。

経年化した配水管は赤水と呼ばれるような濁水が発生する要因となることから、口径200ミリメートル以下の配水管を対象に給水区域を10分割し、計画的に毎年1区域の配水管洗浄を実施してまいりました。平成25年度以降につきましては、毎年2区域の洗浄を実施することによって、濁水発生をより抑制し、お客様の水道に対する信頼を高めるよう努めてまいります。また、給水不良箇所や道路内にふくそうする給水管の解消に向け、特定配水管布設工事を計画的に実施してまいります。

さらに、配水管からお客様の蛇口にフレッシュ給水を行うため、新築や改築等の際、3階建てまでの建築物には直結直圧給水方式を、また、中高層建築物には増圧ポンプによる直結増圧給水方式の採用を促進し、新鮮な水の供給が可能となる世帯が増加するよう、引き続き普及・啓発に取り組んでまいります。

お客様と一体となった水道事業経営を実現するためには、お客様の声を真摯に受けとめるとともに、水道事業に関する理解を深めていただくことが肝要と考えます。

広報広聴業務としましては、常にお客様のニーズを把握し、水道事業に関する理解を深めていただけるよう、お客様意識調査を実施するとともに、水道モニターへのアンケート調査や出前講座を実施し、広報広聴活動を有機的に連携させ、水道事業に対するお客様の理解と信頼性の向上に努めてまいります。

広報紙「水道だより」につきましては、経費の削減とあわせ、訴求力が高くよりわかりやすい紙面とするため、平成25年7月号よりA4判からタブロイド判の全面フルカラー仕様に刷新してまいります。

親子水道教室と一般の方を対象とした水道教室を開催し、お客様と水源地域との交流事業を通して、限りある貴重な資源である水の大切さを啓発するとともに、水道週間にあわせて開催している水道フェアを初め各種イベントを通じて、水道事業に対する理解を深めるための積極的なPR活動に努めてまいります。

水道事業のPR用として平成18年10月から製造してまいりましたボトル水「越松深水」につきましては、賞味期限が2年と限られることや売り上げが減少傾向にあり、費用対効果の面で製造継続のメリットが少ないこと、PR用としては所期の目的を終えたことなどから、平成24年度をもってその製造を終了いたします。なお、現在保有する在庫については販売を継続してまいります。

「越松深水」は福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の水道水からの検出を契機に、副次的に災害時の配布用としても備えてきましたが、今後は昨年10月に策定した「越谷・松伏水道企業団ボトル水備蓄計画」に基づき、賞味期限5年の市販の災害用ボトル水を計画的に購入し、水質事故や限定区域内での断水が発生した場合に備えるとともに、防災訓練での啓発用としても活用してまいります。

東日本大震災被災者への生活支援として、平成23年度から実施している水道料金の減免措置につきましては、いまだ多くの方が避難されている状況や原発事故等による損害賠償についても解決さ

れていない現状を鑑み、平成25年度についても引き続き減免措置による支援を継続してまいります。

次に、第3の柱である「持続可能な水道事業経営をめざして」では、経営の効率化やコスト削減、料金収入の確実な確保などにより、経営基盤の強化を図ってまいります。

水道事業収益の大宗をなす水道料金につきましては、収納率の向上に向け未納者への早期訪問、早期徴収を行うとともに、支払い督促や支払い約束書の提出を求め、悪質な場合は給水停止措置を行うなど、速やかな未収金回収に努めてまいります。

窓口納付制から安定収入につながる口座振替制への切りかえにつきましては、引き続きあらゆる機会を通してPRを行い、収入確保に努めてまいります。

事務改善としましては、最少の人員で最大の効果を発揮できるよう、水道料金システムの改修や収納・検針事務の見直しを図るとともに、引き続き検針業務の一部を私人委託から法人委託へ移行するなど、経営の効率化を推進してまいります。

地方公営企業会計制度につきましては、平成26年度の当初予算から新制度が適用されることとなりますが、遺漏なく円滑に移行できるよう、企業会計システムの改修や必要となるデータの整理、会計規程の改正など、その準備を着実に進めてまいります。

現在、埼玉県電子入札システム等で活用している総合行政ネットワーク、いわゆるL GWANは、越谷市と機器等を共有することによりシステムを運用してまいりましたが、次期L GWANへの移行に伴い、企業団庁舎内にサーバー機器を設置し、独立した運用を行ってまいります。これにより、新たにL GWAN上で運用される地方公営企業決算状況調査システムの利用など、情報の高度利用化を図ってまいります。

職員研修につきましては、当企業団で実施する研修だけではなく、越谷市や社団法人日本水道協会、各種財団、民間等が開催する研修に積極的に参加し、事業運営・管理に必要な知識、技能の修得に努めてまいります。

環境への配慮としましては、西部配水場の小水力発電設備や北部配水場の太陽光発電設備を活用し、引き続き温室効果ガスなどの排出抑制に努めてまいります。なお、西部配水場の小水力発電設備につきましては、夜間の余剰となる電力を電力会社に提供し、再生可能エネルギーの活用に貢献してまいります。

前述したとおり、水道事業を取り巻く状況は大きな転換期を迎えております。厚生労働省では、状況の変化に対応し、来るべき時代に求められる課題に挑戦する新しいビジョンとして「新水道ビジョン」をこの3月を目途に作成することとしております。「新水道ビジョン」では、水道水の安全の確保、確実な給水の確保、供給体制の持続性の確保を、「安全」「強靱」「持続」と表現し、これら3つの観点から、100年後の水道の理想像を示しております。この方向性は、当企業団の「水道事業基本計画2006（後期見直し）」に掲げた3つの柱である「安全な水の安定給水」「給水サービスの向上」「持続可能な水道事業経営」の理念と基本的には大きく変わらないと考えます。

新年度におきましても、基本計画の着実な進捗を図り、将来における施設の改築や更新を見据え、次世代に責任を持った水道事業経営を目指してまいります。

以上、主要事業について申し述べましたが、水道事業の運営に最善の努力を傾注し、職員一丸となって安全な水の安定供給に努め、お客様に満足いただけるサービスを提供してまいります。議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を、重ねてお願い申し上げます。

#### ◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

- （佐々木 浩議長） 次に、企業長提出第1号議案ないし第4号議案の4件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） 本定例会には、「越谷・松伏水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を初め4件の議案をご提案申し上げますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明申し上げます。

まず、第1号議案について、本議案は障害者自立支援法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、条例中で引用する同法の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるほか、条文整備を行うものでございます。

なお、本条例は、法律の題名を改める部分は平成25年4月1日から、条文整備に係る部分は平成26年4月1日からそれぞれ施行してまいります。

次に、第2号議案について、本議案は埼玉県市町村総合事務組合から久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、提案するものでございます。

内容でございますが、久喜地区消防組合及び加須鴻巣学校給食センター組合の解散等に伴い、平成25年3月31日をもって埼玉県市町村総合事務組合から久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることについて、関係地方公共団体と協議するものでございます。

次に、第3号議案について、本議案は埼玉県市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させること並びに埼玉県市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

内容でございますが、平成25年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させるとともに、組合を組織する地方公共団体の増減に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合の規約に所要の変更を行うことについて、関係地方公共団体と協議するものでございます。

なお、本規約は、平成25年4月1日から施行してまいります。

次に、第4号議案についてご説明申し上げます。「予算書及び予算説明書」の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条は、「総則」を定めたものでございます。

第2条は、「業務の予定量」を定めたもので、給水戸数を前年度より2,700戸減の15万600戸と見込みました。従来、住民基本台帳における世帯数をもとに算出しておりましたが、昨年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、あわせて外国人登録法が廃止されたことにより、平成25年度からは休止や停止を除いた現に稼働している量水器を基準に算出することに改めたものでございます。

配水量につきましては、給水人口の増加が若干見込まれるものの、1人当たりの配水量が減少傾向にあることから、1日平均配水量を10万7,123立方メートル、年間配水量を3,910万立方メートルといたしました。

また、主な建設改良事業といたしまして、築比地浄水場耐震補強及び設備整備工事を初めとする自主工事や土地区画整理事業関連の受託工事など、工事請負費24億2,000万円を計上いたしました。

第3条は、「収益的収入及び支出」の予定額を定めたもので、水道事業収益は71億6,800万円、水道事業費用は66億7,800万円を計上いたしました。

これにより、収支では、税込みで4億9,000万円の利益が見込まれるところでございます。

それでは、主なものについて順次ご説明申し上げます。恐れ入りますが、21ページの予算執行計画書をごらんいただきたいと思っております。

まず、収入の第1款「水道事業収益」ですが、第1項「営業収益」は、水道水の売り上げによる1目「給水収益」で68億6,020万円、2目「その他営業収益」として維持管理収益、公共下水道使用料徴収事務費負担金、その他給水工事に係る設計審査の手数料などで2億6,708万円、合わせて71億2,728万円を計上し、前年度当初比1億1,272万円、1.56%の減といたしました。給水収益の算定に当たりましては、年間配水量3,910万立方メートルに対し、有収水量3,714万5,000立方メートル、有収率を95%と見込み、算出したところでございます。

第2項「営業外収益」は、有価証券利息などの1目「受取利息及び配当金」や、構成市町からの2目「他会計補助金」、過年度水道料金やその他雑収益の3目「雑収益」などで、合わせて3,951万円を計上し、前年度当初比2,409万円、37.88%の減でございます。

第3項「特別利益」は、1目「固定資産売却益」の科目設定及び2目「過年度損益修正益」とし

て10年を経過し時効を迎えた過誤納金、合わせて121万円を計上いたしました。

以上、第1款「水道事業収益」の総額は71億6,800万円で、前年度当初比1億3,700万円、1.88%の減でございます。

次に、23ページ以下、支出について申し上げます。

第1款「水道事業費用」、第1項「営業費用」の1目「原水及び浄水費」では、配水管理課職員26人の人件費のほか、中央管理室の集中管理設備点検などの委託料で4,147万円、浄・配水場内設備などの修繕費1,646万円、浄・配水場に係る電気料など動力費1億5,500万円、県水受水費23億4,000万円など、合わせて28億1,428万円を計上いたしました。

2目「配水及び給水費」では、施設課職員26人の人件費のほか、漏水修繕や配水管洗浄などの委託料2億9,230万円など、合わせて4億9,811万円を計上いたしました。

3目「業務費」は、水道料金の調定・収納・検針などに係る費用で、お客さま課職員30人の人件費のほか、量水器の検定満期交換や水道料金システム、検針、給水中止精算業務などの委託料2億4,450万円など、合わせて5億3,369万円を計上いたしました。

4目「総係費」は、総務課職員21人の人件費のほか、備消耗品費459万円や光熱水費950万円、庁舎管理等に係る委託料5,636万円など、合わせて3億4,591万円を計上いたしました。

5目「減価償却費」は、建物や配水管等の構築物、機械及び装置に係る減価償却費などで17億600万円を計上いたしました。

6目「資産減耗費」は、固定資産の除却費とたな卸資産減耗費の科目設定、合わせて9,301万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「営業費用」は59億9,100万円で、前年度当初比8,000万円、1.32%の減でございます。

続きまして、第2項「営業外費用」、1目「支払利息及び企業債取扱諸費」では、企業債利息などで5億2,460万円を計上いたしました。

2目「雑支出」では、災害用備蓄材料費等で140万円を計上いたしました。

3目「消費税」の納付予定額は1億2,000万円でございます。

これらを合わせた第2項「営業外費用」は6億4,600万円で、前年度当初比7,500万円、10.40%の減でございます。

第3項「特別損失」では、1目「過年度損益修正損」として、平成22年度に係る水道料金不納欠損額等3,100万円を計上いたしました。

4項「予備費」は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしました。

以上、第1款「水道事業費用」の総額は66億7,800万円で、前年度当初比1億8,700万円、2.72%の減でございます。

恐れ入りますが、予算書の1ページにお戻り願います。

第4条は、「資本的収入及び支出」の予定額を定めたもので、資本的収入10億4,000万円、資本的支出38億6,000万円を計上いたしました。

したがって、資本的収入額が資本的支出額に不足する額28億2,000万円は、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額」、「減債積立金」、「過年度損益勘定留保資金」をもって補てんの予定でございます。

それでは、収入からご説明申し上げます。29ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1款「資本的収入」、第1項「企業債」は、配水施設改良事業である築比地浄水場耐震補強及び設備整備工事に充当する2億5,000万円を計上いたしました。

第2項「分担金」は、給水装置の新設や増設に伴いご負担いただくもので、加入者件数を2,064件と見込み、5億1,140万円を計上いたしました。

第3項「補助金」では、築比地浄水場の耐震補強事業に係る補助金4,900万円を計上いたしました。

第4項「工事負担金」では2億2,950万円を計上いたしました。主なものは、越谷市や独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業に係る配水管布設等工事負担金、合わせて1億8,500万円、構成団体の公共下水道工事に伴う配水管切廻し工事負担金3,850万円でございます。

第5項「固定資産売却代金」は、土地売却代金10万円の科目設定でございます。

以上、第1款「資本的収入」の総額は10億4,000万円で、前年度当初比1億1,800万円、12.80%の増でございます。

次に、30ページ以下、支出では第1款「資本的支出」、第1項「建設改良費」、1目「配水施設拡張費」で、総務課職員3人の人件費のほか、都市計画道路や土地区画整理事業地内への配水管布設、舗装復旧工事などで5,968万円を計上いたしました。

2目「配水施設改良費」では25億6,254万円を計上いたしました。施設課職員11人の人件費のほか、築比地浄水場及び中央管理室の整備工事に係る監理業務などの委託料3,300万円を計上し、工事請負費では自主工事として築比地浄水場耐震補強及び設備整備工事、老朽管布設替工事や舗装復旧工事などで21億8,800万円を計上いたしました。また、受託工事では、越谷市や独立行政法人都市再生機構施行の土地区画整理事業地内の配水管布設工事、公共下水道工事に伴う配水管切廻し工事などで2億3,200万円を計上し、自主工事・受託工事合わせまして24億2,000万円を計上いたしました。なお、配水管の施工予定延長としては、約12キロメートルでございます。

次に、3目「営業設備費」では、「機械及び装置」で南部浄水場の次亜塩素酸ナトリウム注入設備操作盤の更新、「車両運搬具」で軽貨物自動車の買い換え、「工具器具及び備品」で水質検査に必要な分析用電子天秤や情報システム機器の更新、さらに「量水器」の購入など、合わせて1億5,378万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「建設改良費」として27億7,600万円を計上いたしました。

次に、第2項「企業債償還金」では、財務省及び地方公共団体金融機構への償還元金で、合わせて10億8,399万円を計上いたしました。

また、第3項として、「国庫補助返還金」1万円を科目設定として計上しております。

以上、第1款「資本的支出」の総額は38億6,000万円となり、前年度当初比1億4,800万円、3.99%の増でございます。

予算書2ページにお戻り願います。

第5条は、債務負担行為で、平成26年度の水道だよりを発行するに当たり、編集業務を年度内に着手する必要があるため設定するもので、平成26年度までの期間で限度額を500万円とするものでございます。

第6条は、企業債の借入限度額及び借入条件を定めたもので、配水施設改良事業である築比地浄水場耐震補強及び設備整備工事の財源として2億5,000万円を借り入れるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を定めたもので、2億円とさせていただきました。

第8条は、収益的支出の第1款「水道事業費用」において、第1項「営業費用」、第2項「営業外費用」、第3項「特別損失」の各項の金額を流用することができることを定めたものでございます。

第9条は、「職員給与費」と「交際費」の流用において、議会の議決を必要とすることを定めたものでございます。

第10条は、たな卸資産として量水器などの購入限度額を定めたもので、限度額は1億1,130万円でございます。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

#### ◎休憩の宣告

○（佐々木 浩議長） この際、暫時休憩いたします。

11時01分 休 憩

11時16分 再 開

#### ◎開議の宣告

○（佐々木 浩議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎企業団行政に対する一般質問

○（佐々木 浩議長） これより企業団行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者及び答弁指定者につきましては、あらかじめ一般質問通告一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

発言順に従いまして、順次質問を許します。

6番、橋詰昌児議員、企業団行政に対する1件の質問事項について発言を許します。

登壇して発言願います。

〔6番 橋詰昌児議員登壇〕

○6番（橋詰昌児議員） おはようございます。6番、橋詰昌児でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

今回水道水が水質基準に適合していることを確認するための水質検査は、市民、町民、利用者が直接口にする水の安全性を確認することであり、正確かつ精度が高く、また高い信頼性の保証が求められております。そこで、水道GLPの認証、認定についてお伺いをいたします。

ご案内のとおり、水道GLP、水道水質検査優良試験所規範は、水質検査機関による検査結果の信頼性確保を目的として、社団法人日本水道協会によって制定された基準であります。国際規格であるISO9001と第一合同技術委員会JTC1のISO/IEC17025の要求事項を参考にしながら、分析や試験が適性に実施されたことを証明できる基準を定めたものであり、管理上の要件と技術的要件から構成をされております。社団法人日本水道協会、水道GLP認定委員会による厳正な審査を経て、認定、認証がされております。先ほど報告がありましたとおり、先日、水道事業調査研究特別委員会で調査をいたしました岡山市さん、また福山市さんでも既に認証を取得しておりました。それで、水質検査結果の精度向上と信頼性の確保を図っているとのことでもありました。埼玉県内におきましては、さいたま市と坂戸、鶴ヶ島水道企業団がこの認定を受けていると伺っております。また、本年2月27日現在、全国で90を超える水道検査機関が認定を受けております。

当企業団では、既に安全で良質な水道水を提供するために、水質検査計画に基づき定期的に正確かつ適切な水質検査を行っていることは理解をしているところでございます。また、先ほどの経営方針にもございましたけれども、平成25年度においてはガスクロマトグラフ質量分析計の改修により自主検査項目をふやすなど、迅速な検査体制が整備されるとのことです。しかしながら、水道GLPに基づいた精度の高い信頼性が確保された検査体制が必要だと、このように考えますけれども、このことについて企業長の答弁を求めます。

以上でございます。

○（佐々木 浩議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） それでは、ただいまの橋詰議員さんのご質問にお答えいたします。

お客様にお配りしている水道水につきましては、高い安全性が求められております。お客様に安

心して水道水をご利用いただけるよう、当企業団では毎年度、水質検査計画を策定し、定期的に検査する場所や検査頻度を定めております。また、検査項目につきましては、水道法や政令等で定められた水質基準50項目及び水質管理目標設定25項目についての検査を実施し、安全性の確保に努めるとともに、その結果をホームページ等で公表しております。

当企業団では、本庁舎3階にございます検査室において、水質基準50項目のうち37項目を自主検査し、残り13項目につきましては民間検査機関に委託しております。昨年5月に利根川水系においてホルムアルデヒド水質汚染事故が発生いたしました。このことを受けまして、平成25年度は既存の検査機器でありますガスクロマトグラフ質量分析計を改修いたしますが、ホルムアルデヒドやジクロロ酢酸など7項目がさらに自主検査できることとなり、迅速な対応が図れる検査体制を整えてまいります。

水道水の安全性は、水質基準に適合させなければならず、そのため水質検査は正確で精度が高く、その検査結果に対しては高い信頼性や説明責任が求められております。

お尋ねの「水道水質検査優良試験所規範」いわゆる水道G L Pは、全国の水道事業体等が加盟している社団法人日本水道協会が認定している制度であります。水道事業体や民間検査機関で行われる水質検査が、管理された体制のもとで適正に実施されているかを審査することによりまして、水質検査結果の信頼性を確保することを目的にしたものでございます。平成25年3月1日現在の水道G L P認定機関は全国で93機関あり、その内訳は水道事業体で63機関、公益法人や民間検査機関で30機関となっております。ご案内のとおり、埼玉県内におきましてはさいたま市水道局、坂戸鶴ヶ島水道企業団の2水道事業体と民間検査機関1機関が認定を受けております。また、埼玉県企業局も取得を検討していると伺っております。

水道G L P取得の特徴は、第三者機関から認定を受けることで、より検査結果の信頼性の高い「水道水質検査機関」として認められることでもあります。水道G L Pを取得するためには、各機関の統一的な検査手順書を作成し、高度で安定的な品質が保てるよう、品質管理システムを構築した上で、そのシステムを適切に運用、維持していくことが求められております。また、検査品質を保つためには、検査結果の精度評価を行う実務経験のある専門職員の配置をする必要があります。さらに、施設・設備として、水質検査に適した検査室の十分なスペースの確保や環境整備が求められ、検査室を改修することや検査機器についても、より精度の高いものを設置するなどの対応が必要となります。また、水道G L Pの取得には、登録時審査費用と4年ごとの登録更新費用などが必要となります。

いずれにいたしましても、水道G L Pを取得することは、水道検査結果の精度管理と信頼性の確保ができるという観点から、既に認定を受けた事業体への調査や施設改修の可否なども含め、調査・検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○（佐々木 浩議長） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。

6番、橋詰昌児議員。

○6番（橋詰昌児議員） ご丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

今おっしゃったことはおおむね理解したつもりなのですが、要は大きく分けて3つぐらい課題があるということなのなのですが、再質問としては、これまで2005年度ぐらいからこの認証制度もスタートしているかと思うのですが、この間、本年までに実際水道GLPを受ける、またその認定を受けるに当たって、例えば予算とかを含めて細かい検討をされたことがあるかどうか、このことについて再度お答えをお願いしたいと思います。

また、その際に、これも含めましてメリットとデメリットをどのように企業長はお考えなのか、そのことも含めてご答弁いただければと思います。

以上、2点を再質問させていただきますけれども、この中で先ほど言ったさまざまな品質管理システムの構築から運用、また設備投資、また専門職員ということを見ると、やはり企業団だけの話ではないのかなという気もしますし、きょうは参与として首長さんも参加されておりますので、そこの人事のことも含めて、ぜひ今後検討していただければと思うのですが、まず、先ほどの2点、考えをお示しいただければと思います。

○（佐々木 浩議長） ただいまの再質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目、細かい検討はしたかということでございますが、細かいという精度と申しましようか、そこまでは至っていないのですが、私個人の考えとしてはGLPを何とか取れないか、そういう意識は持ってございまして、職員にいろいろ検討してくれという話を申し上げました。まず第一点に、やはり専門職、職員の配置問題があり、最低必要な人数、専門職員が何人ぐらい必要か検討させたところ、まず一つは設置者または運営管理者が1人いなくてはいけない。これは、併任で可能ですから、増員にはならない。それと、品質管理の責任者、これも他の者と併任で大丈夫だろうと。それから、技術管理責任者、検査区分責任者、これも単独でなくても認定上は問題なさそうだと。しかし、その中で検査担当者、これはやはり最低必要条件ということ。他の事業体等々を確認していきますと、最低6人は必要だということでもあります。直近で認定を受けた県内の坂戸、鶴ヶ島水道企業団、こちらは検査担当専門を6名配置してあるとのことでした。私どもの職員は、越谷市からの派遣職員ということがございまして、ジョブローテーションの中で人事配置をしていくということがございます。

越谷市に派遣可能な職員を確認していく中では、いわゆる専門職と申しましようか、専門の大学で履修してきている科目ということであれば化学ということになるのだろうと思います。そういった専門、化学専修の職員の募集というのは単独ではございません。事務・技術職という募集項目で

行う。その中で化学を専攻してきている職員だということでありまして、越谷市のほうにおいてこの化学を履修した職員の配置先ということを考えますと、基本的には環境の関係の部署、それと下水道関係の部署、そしてもう一つは東埼玉資源環境組合の部署、それと私ども水道企業団と、おおむねこの4カ所だろうということがありまして、その専門職を4カ所でジョブローテーションで回していくというのなかなか難しい状況にあるということ。それと、私どものほうのGLP認証に当たっては、できれば専門職ということで長期にわたって勤務してもらう必要があるということでありまして、他の水道事業体の状況を確認させていただきますと、ほとんどのところがプロパー、専門職という状況になってございます。まず一つは、職員の配置ということの検討をさせていただきました。

それと、もう一つは、機器の問題があります。人、物ということ言えば物という問題なのですが、これは予算を若干投資すれば可能ということでありました。それから、もう一つは、その機器を設置し、設備を備えつけるための試験室、検査室、これのスペースという問題が実は大きな問題として立ちだかってまいっておるところでございます。これは当然狭隘なところでは十分な検査ができない。しっかりした環境のもとでなくてはだめだということがございまして、実はこれも一つネックになっているということがあります。

また、先ほどGLPの取得費用のお話もさせていただきましたが、これはISOの取得ほど費用はかかりませんが、参考までに登録審査費用について申し上げますと、約90万円という話でございます。2年後の中間の審査費用もかかりますが、この中間審査が約30万円、4年後の更新費用が約50万円と。その間、1年後あるいは3年後ということで維持のためのチェックがあるわけですが、これが約5万円かかるという状況でございます。お金の問題というよりも、皆さんに信頼していただける検査機関ですよということからしますと、この気持ちは私たちは捨てたくない。ぜひこのGLPがとれるものであればいろいろと検討させてきていただいているのですが、なかなか先に進まない状況があるということでございます。

そこで、検査結果を、迅速に皆さんにお伝えできるようにということで、今現在水質基準項目50項目のうち37項目を当企業団で自主検査しておりますが、この項目をふやせないかということで種々検討させていただいたのがガスクロマトグラフ質量分析計の改修ということでございました。改修することでジクロロ酢酸とか、ホルムアルデヒドもそうですが、7項目の検査項目が自主検査可能だということでありまして、改修させていただくということでございます。決してGLPをないがしろにするつもりもありませんし、可能であれば取得したいということはあるのですが、職員の問題ですか、スペースの問題とかというようなことが正直残っているということでございます。

さらに、全ての項目についてGLP認証を受けなくても、単独の項目でも受けられるやに聞いておりますので、その特定した項目だけでもGLPの認証を受けられるのであれば、その辺どうなのか、さらに検討させていただきたいと思います。ぜひその思いだけはあるということでご理解いた

だきたいと思います。

以上でございます。

○（佐々木 浩議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

6番、橋詰昌児議員。

○6番（橋詰昌児議員） ご丁寧にご答弁いただきまして、思いもわかりました。

もう一つだけ、今ちょっと話の中で企業長としてというか、企業団として、要はその水道GLPの認定、認証を受けることについてのメリットとデメリットというのをもう一度まとめてお話しただければよろしいかと思っておりますので、そこをもう一度ご答弁お願いします。

いずれにしても、費用の面等問題さまざまあるのは十分に承知しておりますので、最終的に言えば、町民、市民、また利用者の方が安心していけるということが、より外部的にもできるということが大きなメリットだとは思っていますので、そこも含めてよろしくお願ひしたいと思っております。

○（佐々木 浩議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） 大変失礼いたしました。メリット、デメリットという話でございました。大変恐縮でございます。

メリットというものにつきましては、具体的に認証を受けて、収益が上がるとか、より皆さんに水をお使いいただけるとか、こういった具体的メリットというものは多分出てこないのだろうと。これはISOと同じように、一つはステータスということで、シンボリック的な認証なのだろうということでございます。それがデメリットかというのと、デメリットというよりも、それが果たしてデメリットなのかどうなのか、何とも申し上げられないのですが、そういう意味では実益というものは具体的に出てこない。

極端な例ですが、どこの水道企業団とは申し上げられませんが、検査項目を全面委託しているところがございます。直接人件費を支出するよりも民間委託のほうがずっと安い。これが実態でございます。ただ、迅速性と私どものほうの職員がみずから行って、定期的に検査する場所を決めてあっても、臨時的に検査したい部分ですとか、ホルムアルデヒドや、放射性物質もそうでしょうけれども、事象が起きたときに、我々はどここの時点でどういうものを検査したいとかという、職員が直接やると非常に小回りがきくというのが実態、そういうメリットはあります。ですから、認証を受けてのメリット、デメリットというよりも、これはそういう意味ではステータスシンボリックなもの、それをお客様のほうにアピールしていけるかどうか。ですから、具体的に認証を受けなくても、私どもはGLP認証と同じような状況により近づけようということで進めていきたいと思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○（佐々木 浩議長） 以上で橋詰昌児議員の質問を終了いたします。

これにて企業団行政に対する一般質問を終結いたします。

◎企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決

- （佐々木 浩議長） 次に、企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案「越谷・松伏水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （佐々木 浩議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （佐々木 浩議長） この際、暫時休憩いたします。

11時38分 休憩

11時38分 再開

◎開議の宣告

- （佐々木 浩議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （佐々木 浩議長） 討論の発言はありませぬので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （佐々木 浩議長） 挙手は全員であります。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決

- （佐々木 浩議長） 次に、企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決を行います。

第2号議案「埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （佐々木 浩議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （佐々木 浩議長） この際、暫時休憩いたします。

11時39分 休憩

11時39分 再開

◎開議の宣告

- （佐々木 浩議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （佐々木 浩議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （佐々木 浩議長） 挙手は全員であります。

したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決

- （佐々木 浩議長） 次に、企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決を行います。

第3号議案「埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （佐々木 浩議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （佐々木 浩議長） この際、暫時休憩いたします。

11時40分 休憩

11時40分 再開

◎開議の宣告

○（佐々木 浩議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○（佐々木 浩議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○（佐々木 浩議長） 挙手は全員であります。

したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決

○（佐々木 浩議長） 次に、企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決を行います。

第4号議案「平成25年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、菊地貴光議員。

○12番（菊地貴光議員） 12番、菊地です。それでは、予算につきまして3点お伺いをいたします。

まず、老朽管の更新という部分でお伺いをしたいと思います。こちらは予算書の31ページのところに平成25年度の予算案として計上されているところでございますけれども、平成25年度の水道事業経営方針を先ほど説明いただきましたが、こちら、冊子になっているほうのページでいいますと、1ページ目のところにまず今まさに施設拡張から維持更新へと大きな転換期を迎えるというような記述がございます。その上で、5ページのところに計画的に布設替工事を実施するとあるわけなのですが、2ページの部分には、昨年12月に発生をいたしました中央道の笹子トンネル、この件についての記述もございまして、その上でインフラの適切な維持管理と老朽化した施設の更新は焦眉の課題というふうにあるわけなのですが、その上で平成25年度、この老朽管の工事という部分についての予算、それについての見解をお伺いしたいと思います。

次、2点目ですけれども、老朽度調査ということについてお伺いしたいと思います。2月に実施をいたしました行政調査、これにつきましては先ほど特別委員長から報告もございましたけれども、広島県の福山市、こちらでは現在第7次配水管整備事業計画に基づいていろいろと施策を講じているところなのですけれども、この中では法定耐用年数40年以上、ここのところで言うと40年前に拡張工事が大々的に行われたということもあって、なかなか財政的に考えて更新対象全てを取り組むということが非常に難しいという話でございました。その中で福山市では、管路の老朽度調査ある

いは漏水調査、そういったことを実施する中で優先度を決めてというふうにございます。そこで、企業団といたしまして、この老朽度ということに対して、平成25年度予算計上の有無も含めてどのように考えていらっしゃるのかということについてお伺いをしたいと思います。

それから、3点目ですけれども、更新については継続して行っていないというふうな部分もございますが、特に40年ということと考えますと、この先平成28年、2016年以降、急速に管路の改修に取り組まなければならない部分が非常に多くなってくるかと思われま。そういった中で、総務省では2年前になりますけれども、公共施設及びインフラ資産の更新にかかる費用を簡便に推計するためのソフトというものを、全国の自治体に対してこういったソフトがあるということで提供しております、これは総務省のホームページからもダウンロードができるという形になっておりますけれども、1年前には全国111の市区町村を対象にして、その調査結果を取りまとめた平均値も公表しているところなのですが、この中には施設の中では例えば上水道というものも入っております、この中からしますと、企業団36万人の部分でどれぐらい管路改修について今後費用が見込まれるのかという部分も推計はできるところなのですが、そういった中で先ほど申し上げましたこのソフト、この活用について平成25年度、どのように活用するのかどうかという部分も含めて、このソフトについてのご見解をお伺いしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○（佐々木 浩議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） それでは、ただいまの菊地議員さんのご質問にお答えをいたします。

老朽管更新のお尋ねでございしますが、当企業団における配水管につきましては、管路総延長が平成25年3月末で約1,260キロメートルございます。法定耐用年数40年を経過した管路、これを通常経年管と呼んでいますが、必ずしもこの管路の寿命と経年40年耐用年数が一致するものではございません。さらに布設後60年を経過した管路、これを通常老朽管と呼んでおりますが、これらを一度に更新するという事は非常に難しい。これは全ての水道事業体に同じことが言えるのだろうと思っておりますが、そのために毎年度計画的に更新をしていく必要があるわけでございます。

老朽配水管の更新では、耐用年数を迎え、経年化した配水管、石綿スチール管（AS管）を優先して更新してきている。過去にそういうふう優先して更新してきた。石綿セメント管（AC管）、それから鋳鉄管（FC管）につきましては、布設替が可能な箇所の更新というのはおおむね完了しております。残るのは、土地区画整理事業地内、それから都市計画道路予定地、これは手戻りがないうことで、その事業進捗に合わせて更新を行っております。ちなみに、平成24年度末の残延長で申し上げれば、石綿セメント管が約6.6キロ、石綿スチール管が約14.5キロという状況となっております、この平成25年度の予定につきましては石綿セメント管を約0.4キロ、さらに石綿スチール管を約3.5キロを実施していく。さらに、そのほかの配水管の施工をしていくという

ことで、延長約12キロを布設していくという計画であります。

新設配水管につきましては、土地区画整理事業などの関連事業の進捗に合わせて計画的に整備しておるわけであります。さらに、河川を横断するような水管橋あるいは添架管、こういった配水管につきましても老朽化に対して計画的に更新を行っていかなくてはならないということでございます。

ご案内のとおり、管路の寿命といいますか、劣化あるいは腐食の状況というのは管種による違いもさることながら、布設されている土壌ですとか土質によっても違いが出てまいります。同じ年に埋設した管であっても、砂地のようなところに埋設した管と、粘土質の水分の多いところに埋設した管とでは、これは劣化、腐食の度合いが違ってくるという状況がございます。

また、一番漏水のリスクの多いところは継ぎ手部分ということになるわけですが、これにつきましても車両等による振動の激しいところと少ないところとで継ぎ手部の劣化に違いが出てくると、このような状況もございます。一概に年数だけで判断し得ないという状況がございます。実際に試掘して状況を確認するという方法もございますが、先ほど申し上げた総延長からして、これら全てを行うということはかなり難しく、確認することもままならないという状況がございます。

口径400ミリメートル以上のいわゆる基幹管路というものにつきましては、実際継ぎ手部分が腐食していないかどうか、これは試掘をして、腐食の激しい継ぎ手のボルト部分については交換をしているのが実態でございます。このボルト交換は残念なことに厚生労働省が言う耐震管とは認められないという状況でございます。耐震化率は厚生労働省の基準にのっとった耐震化の率ということでありますから、それ以上の耐震化率があると自負しておりますが、残念なことに耐震化率ではね返ってきていない。そういう投資も私どもは積極的にやっていると、こういう実態がございます。全ての管を試掘するのは非常に難しいことでございますので、漏水状況等の発生状況、これらも十分勘案して、施工順位を決めているのが実態でございます。

それと、漏水調査でございますが、先ほど申し上げました経営方針でも若干触れさせていただいておりますけれども、給水区域内を3分割して、年次を追って漏水調査を実施しております。

それともう一点、公共施設やインフラ資産の更新にかかる費用を簡便に推計するためのソフトの活用はというお尋ねでございますが、こちらにつきましては次長兼施設課長より答弁させていただきます。

以上でございます。

○（佐々木 浩議長） 次に、次長兼施設課長。

〔落合茂樹次長兼施設課長登壇〕

○（落合茂樹次長兼施設課長） ただいまのソフトについてのご質問でございますが、高度成長期に集中的に整備されました水道施設につきましては老朽化が進み、更新の時期を今後迎えると思っております。そういう意味で、今後、施設の老朽化に対応し、施設の機能を継続的に確保していくた

めには、適切な更新を行い、施設水準の維持・向上を図ることが必要と考えております。

このような中、管路更新計画につきましては、当水道事業団では「水道事業基本計画2006（後期見直し）」で、平成21年7月に厚生労働省による水道事業者向けに作成されたアセットマネジメントの手引きを参考にいたしまして、長期的な管路更新計画の一部として10年間における管路更新計画を策定してきました。

お尋ねの総務省のホームページで公開されています、いわゆる公共施設等更新費用試算ソフトにつきましては日本財団の助成をもとに民間の団体が開発したというものでございます。具体的には、当企業団でも基幹管路の布設替に当たっては、経過年数とか、あるいは腐食状況、あるいは耐震化等を考慮いたしまして、総合的に勘案して取り組んでおるところでございますが、この更新におけるソフトの活用につきましては、先ほどご提案がございました他団体の活用状況等も調査いたしまして、今後、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

- （佐々木 浩議長） ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- （佐々木 浩議長） 以上で質疑を終結いたします。

#### ◎休憩の宣告

- （佐々木 浩議長） この際、暫時休憩いたします。

11時55分 休憩

11時55分 再開

#### ◎開議の宣告

- （佐々木 浩議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （佐々木 浩議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （佐々木 浩議長） 挙手は全員であります。

したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- （佐々木 浩議長） この際、諸般の報告をいたします。

△特定事件の付託申し出の報告

- （佐々木 浩議長） 議会運営委員長から、特定事件について、閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。  
以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （佐々木 浩議長） これより、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。  
特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。  
〔異議なし〕と言う人あり〕  
○（佐々木 浩議長） ご異議なしと認めます。  
したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （佐々木 浩議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （佐々木 浩議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会にご提案させていただきました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおりご決定いただき、まことにありがとうございました。

議員の皆様からいただきました貴重なご意見をしっかりと受けとめ、「安全な水の安定給水」、「給水サービスの向上」、「持続可能な水道事業経営」の3つを柱として、私を初め職員が一丸となり、平成25年度の事業執行に当たってまいります。

皆様には、今後とも引き続き限りないご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、健康に十分ご留意いただき、なお一層のご活躍をご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶とさせ

ていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （佐々木 浩議長） これをもちまして、平成25年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時58分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 々 木 浩

議 員 伊 藤 治

議 員 菊 地 貴 光

議 員 武 藤 智

◎ 企業長提出議案の処理結果

- 第 1 号議案 越谷・松伏水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第 2 号議案 埼玉县市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について  
(原案可決)
- 第 3 号議案 埼玉县市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について  
(原案可決)
- 第 4 号議案 平成 25 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について  
(原案可決)